

令和3年4月24日

日比谷公園大音楽堂 使用ルールについて

日頃より、日比谷公園大音楽堂をご利用いただき、誠にありがとうございます。

この度、政府より1都3府県に発出されました緊急事態宣言に伴い、令和3年4月25日から令和3年5月11日までの使用ルールにつき、下記の通りといたします。

また、令和3年5月11日使用分までの新規受付を休止致しますので、ご了承ください。

記

令和3年4月23日付け「内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室『基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について』(https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210423.pdf) に準ずることとする。

また、その他の具体的な使用ルールについては、「日比谷公園大音楽堂 当面の使用ルール」をご参照ください。

【お問い合わせ先】

日比谷公園大音楽堂管理事務所

電話 03-3591-6388

令和3年2月26日
日比谷公園大音楽堂

日比谷公園大音楽堂 当面の使用ルール

主催者は今般の新型コロナウイルス感染対策として以下の事項を徹底すること。

- 大音楽堂の利用に当たっては、来場者間において必要適切な間隔を確保する。
- 入場時の検温（発熱等の症状のある来場者の入場制限）
- マスクの着用、手指消毒の徹底
- 客席、舞台、その他の設備等、会場施設の消毒の徹底
- ゴミ持ち帰りの徹底（ゴミ箱の使用は不可とする）
- 人と人との対面する場所においては、感染防止策を講ずる。（ex. ビニールカーテン等）
- 待機（入場者）列については、ソーシャルディスタンスの確保を徹底
 - *グッズ販売を行う際も待機列については、ソーシャルディスタンスの確保を徹底
- 利用者・来場者への呼び掛け
 - ・物理的な接触（握手、抱擁など）の自粛
 - ・開演時間までに余裕をもって到着し、ゆっくりと入場する。
 - ・退場においても余裕をもった時間を設定する。（券種やゾーンごとの時間差での退場）
- 仕込・リハーサル・撤去等においても、十分な時間を設定し、密な空間の防止に努める。
- 近隣医療機関との連絡体制の確認

以上